

令和 7 (2025) 年度葉山町健康増進施設利用料の助成のご案内

年度内に 18 歳以上となる方に、健康増進施設の利用にあたり施設利用料を助成します。

ただし、町税や国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がある人は対象となりません。

対象者 葉山町に住民登録がある、平成 20（2008）年 4 月 1 日以前生まれの方
（年度内に 18 歳以上になる・なった方）

内容 1 回の利用が無料となる 1 回利用券を 12 枚発行
（1 人につき年度内 1 回限り申請可能。利用券に記載された方以外は使用できません。
有効期限は令和 8 年（2026 年）3 月 31 日まで）

対象施設及び助成額概要

すこやかん （横須賀市 健康増進センター）	横須賀市西逸見町 1-38-11 ウィルティ市民プラザ 6 階 TEL：046-822-4411	屋内温水プール及びジム 通常 1 回 730 円が、1 回利用 券により 1 回無料となります。
逗子アリーナ （逗子市立体育館）	逗子市池子 1-11-1 TEL：046-870-1296	トレーニングルーム 通常 1 回 600 円が、1 回利用 券により 1 回無料となります。
逗子文化プラザ 市民交流センター	逗子市逗子 4-2-11 TEL：046-872-3004	屋内温水プール 通常 1 回 600 円が、1 回利用 券により 1 回無料となります。

助成の流れ

申請	役場町民健康課 に申請書を提出	持ち物：運転免許証などの身分を証明するもの ※申請書は町ホームページからダウンロードできます
----	--------------------	---



利用券発行

利用方法は裏面をご覧ください。

※ 利用券についてのお問合せは、町役場へお願いします。

葉山町町民健康課健康増進係 電話 046-876-1111
（施設を利用できる日時につきましては各施設へご確認ください。）

利用方法

すこやかん

1 回利用券を 1 枚、すこやかんの健康登録カードと共に受付に提出してください。利用券に記載された方のみ 1 回無料で利用できます。

障害者手帳をお持ちの方で利用料金が 370 円になる等、730 円未満で利用できる方は、受付でその旨申し出てください。なお、差額の返金はありません。

※健康登録カードはすこやかんを初めて利用する際に作成するものです。

逗子アリーナ

1 回利用券を 1 枚、受付に提出してください。利用券に記載された方のみ 1 回無料で利用できます。

逗子市内在勤の方で利用料金が 300 円になる等、600 円未満で利用できる方は、受付でその旨申し出てください。なお、差額の返金はありません。

逗子文化プラザ市民交流センター

1 回利用券を 1 枚、受付に提出してください。利用券に記載された方のみ 1 回無料で利用できます。

逗子市内在学・在勤の方で、利用料金が 300 円または 250 円になる等、600 円未満で利用できる方は、受付でその旨申し出てください。なお、差額の返金はありません。

その他

利用券により、回数券や物品等を購入することはできません。

利用券は、ご自分で切り取ってご使用ください。

紛失された場合、利用券の再発行はできません。

有効期限は令和 8 年（2026 年）3 月 31 日までです。皆様の健康づくりのために、12 枚を是非有効にお役立てください。